

学校保健

THE SCHOOL HEALTH No. 223

(財)日本学校保健会

生涯を通じて、心豊かにたくましく
生きる力をはぐくむ健康教育の推進

— 健康教育 21世紀への挑戦 —

第48回全国学校保健研究大会の主題
(平成10年度・宮城県)



健康教育の推進について

文部省体育局長 遠藤 昭雄

近年の都市化、情報化など社会環境の急激な変化は、子どもたちの日常生活における身体的活動の減少や精神的負担の増大、さらには家庭の教育力の低下などをもたらし、子どもたちの心身の健全な発達に様々な影響を与えています。

また、高齢社会の到来により、国民の健康に対する関心が一層高まってきており、生涯にわたる安全で健康な生活の実現が重要な課題となってきています。

このため、学校においては、児童生徒等が自らの健康の状態や課題を理解し、生涯を通じて健康の保持増進ができる基礎を培うことが、従来にも増して重要となっています。

こうした状況の中、去る6月30日に、文部大臣の諮問機関である中央教育審議会から、「幼児期からの心の教育の在り方について」答申をいただきました。この答申では、子どもたちに「生きる力」や新しい時代を切り拓く積極的な心を育てるために、もう一度家庭を見なおし、家庭の在り方を問い直していくこと、地域社会の力を生かし、地域で子育てを支援していくこと、心を育てる場としての学校を見直していくことなど、多岐にわたって提言されています。

文部省では、これらの提言を踏まえ、今後とも、薬物乱用、性の逸脱行動、肥満や生活習慣病の兆候、いじめや登校拒否、感染症等の健康に関する現代的課題に対し積極的に対応し、新たな施策の実現に全力を尽くしていく所存ではありますが、心の健康問題等、学校保健の諸問題の解決のためには、財団法人日本学校保健会の御活躍に負うところは極めて大きいものがあります。

日本学校保健会におかれましては、今後とも、健康教育の一層の推進に大きな役割を果たされるよう、御期待申し上げます。

目 次

健康教育の推進について…	1
児童生徒等歯・口の健康 づくり推進委員会の活 動報告	… 2
「歯・口の健康づくりをめ ざして II	
—健康診断と保健診断 と保健指導の進め方…	3
Q & A 歯科健康診断と 保健指導の進め方…	5
北から南から	… 6
幼児期からの心の教育の 在り方	… 7

会報をよくするため、読者のご意見を求
めています。お葉書をお寄せください。

児童生徒等歯・口の健康づくり推進委員会の活動報告

児童生徒等歯・口の健康づくり推進委員会 委員長 赤坂守人

歯、口が健康であることは、各ライフステージにおける心身の健康にとって、あるいは人生を豊かに生きるために欠かすことの出来ない食べ物の摂取、発語など、口の機能を営むために不可欠なことである。歯科保健医療の目標とされる8020運動がめざす目的もそこにある。そして、この8020運動を達成させるためにも、また歯、口が健康でその機能が十分営み、児童・生徒の学習活動が円滑に行われるためにも、児童・生徒期から歯・口の健康づくりを推進し、保健教育、保健管理が行われることが必要である。さらに幼児・児童・生徒期に歯・口の健康づくりを実践し、推進することは、この時期に限らず、成人・高齢期など、生涯を通じての健康の育成、増進の基盤となるものである。

本委員会は平成7年度から3年間行われ、3つの事業について活動を行った。第一は、平成7年度の学校保健法施行規則が改正され、新しい時代に対応した歯、口の健康診断の見直しが行われている。そこで、本委員会は、新しい健康診断の基本的な考え方、その改正の具体的な内容および事後措置としての保健教育の在り方などについて、理解し普及するために「しおり」の作成を行った。

第二は、歯・口の健康づくりを推進するため、宮城、岐阜、滋賀、佐賀、宮崎、大分、鹿児島、沖縄の8県を事業委託県として指定し、各委託県に推進事業を実施するため具体的実施について、本委員会が指導と助言を行った。

第三の事業は、推進事業委託県8県の「歯・口の健康づくり推進実践事例集」を検討の上、作成した。

本委員会の中心的事業である「歯・口の健康づくり」のしおりの内容について、とくに詳しく報告する。初年度の活動では、しおりの内容について検討した結果、今回改正になった新しい学校における歯

科健康診断をとりあげることにした。教職員には学校行事として位置づけられている健康診断の意義と流れを理解してもらうことを基本的な方針とし、わかりやすくQ&A方式を取り上げることにした。平成8年度には設問に従って各委員が分担執筆し、これを基にして検討し、平成9年度に印刷し完成した。

しおりの内容は、前半は総論として新しい歯・口の健康診断の意義とポイントについて、その改正の背景を含めて解説した。第一は、従来のう歯・歯肉炎などの疾病を早期発見し、治療勧告する疾病対応型に対し、ヘルスプロモーションの理念に基づき、児童生徒が自らの健康をコントロールし、改善することを目指す健康指向の健康診断であること。第二は、学校健康診断は確定診断を行う場ではなく、健康の状態を3段階にふるい分けを目的にしたスクリーニング健康診断であること。第三は、新たにう歯や歯肉炎の要観察、即ちCO、GOを検出し事後処置として経過観察を重視し検診結果を児童生徒一人一人の保健指導へ結びつけること。第四は従来よりも保健調査を重視し、健康診断結果に基づいて学校、家庭、地域が連携して健康づくりを推進していくため、学校保健委員会を活用することにした。

「しおり」の後半は、各論になっていて、歯・口の健康診断の活用としてQ&A式で8つの質問が設定されている。その設問は、健康診断実施の事前計画から実施時、そして事後までの健康診断の流れに従って作られており、そして具体的な事例を交えながら回答されている。例えばQ1は、数職員、学校歯科医は健康診断にどのようにかわればよいでしょうかなどである。

(注) 8020 運動…80歳になっても自分の歯を20本保持して、豊かな生活が楽しめるようにしようと言う運動。

「歯・口の健康づくりをめざしてII ——健康診断と保健指導の進め方——」 の発刊について

児童生徒等歯・口の健康づくり推進委員会(平成7~9年度) 委員 森 律 子

しおり作成の目的

児童生徒等歯・口の健康づくり推進委員会では、平成7年に『歯・口の健康づくりをめざして——学校における歯の保健指導の進め方』を刊行しました。今回は、平成7年度に改正された児童生徒の健康診断とその活用についてまとめた『歯・口の健康づくりをめざしてII——健康診断と保健指導の進め方』を平成10年3月に発刊しました。

以下、このしおりの内容の概略を、目次に沿って紹介します。

しおりの概要

「歯・口の健康診断の意義とポイント」

1. 健康診断の意義

- 健康診断は、児童生徒が発育・健康状態を把握して、自分の健康課題を見つけて解決する力を身に付け、自らの健康の保持増進を図る能力を育成する場です。
- 健康診断の結果を一人一人の保健指導へ結び付けるとともに、学校や地域社会の健康課題の把握に活用するなど、健康診断で見いだされた課題を教育活動の中で生かします。
- 健康診断の結果を健康教育に活用することによって、自律的な健康づくりを目指します。

2. 健康診断改正の背景

- 平成7年度から実施された健康診断は、児童生徒の健康課題の変化等を踏まえて、従来の疾病

の早期発見、治療勧告という疾病・異常に対応した考え方から、心と体の健康づくりを指向する健康診断へと変わってきています。

3. 健康診断のポイント

- 歯・口の健康診断にも、「健康」、「要観察」(C O、G Oなど)、「要医療」にふるい分けする考え方が明確に取り入れられて、健康診断の項目が変わりました。

「歯・口の健康診断とその活用 Q & A」

Q1 教職員や学校歯科医は、健康診断にどのようにかかわればよいのでしょうか。

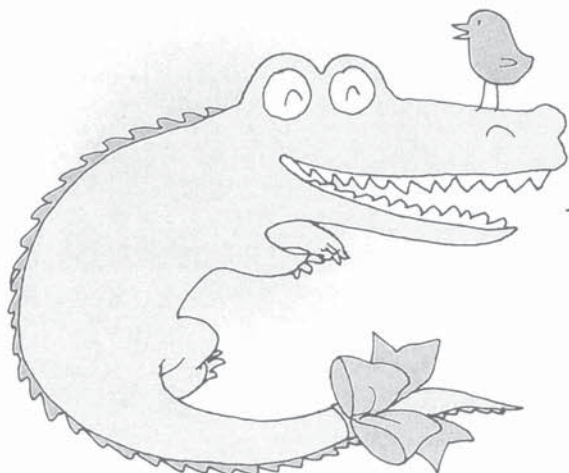
- 健康診断は、学校行事として教職員全体で行うものであり、教職員が健康診断の意義について共通理解することが必要です。

健康診断は、特別活動の健康安全・体育的行事です。学校の教育課程に位置付け、計画的・組織的に実施することが重要です。

- 健康診断の流れを理解して、役割分担をします。

Q2 児童生徒が主体的に健康診断を受けるための事前指導は、どのように進めればよいのでしょうか。

- 児童生徒が健康診断の意義を理解し、自分自身の健康を考える機会として主体的に受診するためには、事前指導が不可欠です。児童会活動・生徒会活動など全校での働きかけとともに、学級活動において、意識付けを図っていくことが大切です。



もうすぐ健康診断だ。
何かしておくことはないかな？

Q 3 健康診断の事前準備は、どのように行ったらよいのでしょうか。

- ・実施計画を作成し、会場の整備や器具、帳票の準備を行います。
- ・事前に児童生徒の健康状態を把握します。

近年の健康上の問題は歯科疾患を含め日常生活習慣に起因するものが多く、健康状態を総合的に評価するためには、保健調査や日常の健康観察の結果、前年度までの健康診断等の記録を十分に活用するようにします。

- ・保護者に対して、理解と協力を得るために、健康診断の趣旨や内容等について周知をします。

Q 4 健康診断の当日、教職員はどのようにかかわればよいのでしょうか。

- ・学校行事として、全教職員が協力して係を分担します。
- ・児童生徒が主体的に健康診断を受診できるように、掲示を工夫するなど、健康診断会場の環境を整備します。

Q 5 健康診断結果の通知は、どのように行ったらよいのでしょうか。

- ・健康診断を受けたすべての児童生徒及び保護者へ個別にその結果を通知し、必要な事後措置を説明します。
- ・必要に応じて歯科医への受診や学校における個別指導、学校歯科医による健康相談等を受けるように勧めます。
- ・保健だより等を活用して、健康診断結果の概要などを知らせて、家庭での実践を進めます。

Q 6 C O、G Oの児童生徒に対する個別の保健指導は、どのように行ったらよいのでしょうか。

- ・C O(要観察歯)、G O(歯周疾患要観察者)は、放置しておけば治療が必要になってしまいますが、生活習慣の改善と健康的な生活行動を実践することによって、進行を抑制できます。したがって、歯や歯内の健康観察を続け、歯や歯内の変化に注意しながら、継続的に保健指導を行うことが必要です。
- ・G Oは、食生活や歯みがきの改善により比較的短期間で歯肉の炎症が改善できるので、このことを理解し実践することが大切です。
- ・必要に応じて学校歯科医による健康相談も十分活用します。

Q 7 健康診断結果を健康教育にどのように活用したらよいのでしょうか。

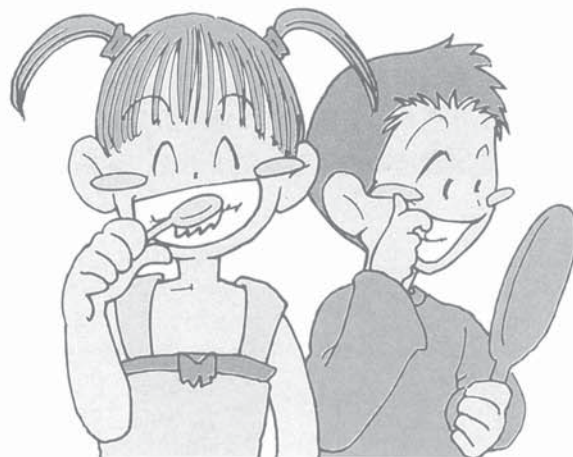
- ・健康診断の結果を健康教育に活用するためには、歯・口の保健指導計画等を改善し、児童生徒や家庭・地域社会への働きかけをしていくことが大切です。
- ・保健学習、学級活動、児童会・生徒会活動、学校行事など、様々な機会を通して健康教育に活用します。

Q 8 健康診断の結果に基づいて、家庭・地域社会との連携を図るため、学校保健委員会はどのようにかかわればよいのでしょうか。

- ・学校保健委員会は、児童生徒の健康課題を把握し解決するために、学校・家庭・地域社会が連携し、児童生徒の心身の健康に関する様々な問題を協議し、解決に向けた具体的な活動を推進する組織です。
- ・歯・口の健康診断の結果をもとに、家庭や地域社会に健康づくりの輪を広げます。

学校保健委員会で、健康診断の結果等から健康課題を明らかにして、健康づくりの実践目標を決めます。

以上、しおりの内容について簡単に述べました。かわいいイラストや写真も入れながら、健康診断のポイントや事前から事後までの健康診断の流れがわかりやすく解説してあります。各学校において大いにご活用いただくと幸いです。





一 歯科健康診断と保健指導の進め方

児童生徒等歯・口の健康づくり推進委員会 委員 木 暮 義 弘

Q1 健康診断のねらいとポイントは何でしょうか。

A 学校における健康診断は学校保健法に基づいて行われるものですが、単に疾病や異常の発見だけでなく、児童生徒自身が発育や健康状態を把握し、自らの健康づくりに役立てる良い機会となります。また、個々の児童生徒の課題だけでなく学校全体の健康課題を把握して効果的に保健指導を推進していくうえでも教育課程に位置づけ(学校行事)重視する必要があります。

そのためには、児童生徒自身が健康診断の意義をよく理解して主体的に受診できるよう事前の指導および実施後の個別指導や保健指導などの事後措置、さらには学校保健委員会などで取り上げ、家庭や地域との連携を図り、歯・口の健康づくりを推進することが重要です。

平成7年度に改定された歯科健康診断で、新たに加わった項目はC0(要観察歯)、G0(歯周疾患要観察者)等です。C0、G0をC(未処置歯)、G(歯科医による診断と治療が必要な歯周疾患)と区別して知らせることは、児童生徒自身が生活習慣を見直し、規則正しい食生活と、ていねいな歯みがきを実行することにより進行を抑制し、健康状態の改善を促すことを目指しています。

そして、児童生徒が自分の健康の問題に気づき、自分で考え、自分で問題を解決する力を身につけることができるように、健康診断を生涯の健康づくりに結びつけていくことが目標です。

なお、学校における歯科健康診断は「健康」「要観察」「要医療」にスクリーニング(ふるい分け)することが目的であり、いわゆる確定診断を行うものでないことの理解が必要です。

Q2 C0、G0の児童生徒には、どのような指導を行ったらいでしょうか。

A C0(要観察歯)やG0(要歯周疾患観察者)は、そのまま放置しておけばむし歯や歯肉炎に進行し、治療が必要になってしまいます。しかし、この段階では生活習慣の改善や注意深い歯みがきなど健康的な生活行動を実践することにより進行を抑制し、健康状態を保つことができます。

したがって、児童生徒自身の健康づくりの実践が促されるように養護教諭や学級担任による継続的な保健指導を行うことが必要です。その際、学校歯科医による経過観察や適切な指導助言があると大変効果を上げることができます。

具体的には、児童生徒自身が健康な歯→C0→Cや健康な歯肉→G0→Gの違いを理解し、鏡を使って自分の歯や歯肉の健康状態を自分で観察できることがまず必要です。そのため、写真などの資料とくらべながらチェックポイントを理解させると効果的です。

次に、歯の表面の軽度の着色や白濁のある箇所(C0)や歯肉に軽度の腫れがみられる箇所(G0)を注意深くみがき続けることを指導します。経過観察を続け、改善がみられたことを積極的に評価し、励ましを与えると児童生徒の実践意欲を一層高めることができるでしょう。

C0、G0がみられる児童生徒が自身の生活習慣を見直し、規則正しい食生活や意欲的に歯みがきを実行するようになることは、全身の健康づくり、生涯の健康づくりに結びつきます。

C0、G0の項目は健康診断結果を生かした健康教育を進めるうえで重要な意義があります。

虎の門(46)

歯みがき

人類がいつ頃から歯みがきをはじめたか、明確なことは不明です。

アフリカの一部では今でも木の枝が「歯ブラシ」として使われています。日本でもつい先頃まで、同じようなものが歯ブラシとして使われていました。「ふさようじ」と呼ばれたもので、竹などの端を打ち砕いて房のようにした楊枝です。こまかく、さらさらになって

いる竹の先端に塩をつけて、歯と歯ぐきのみがきます。また西インド諸島、ハワイ、アフリカの各地ではサトウキビが歯ブラシに使われています。中にふくまれている「フィチン酸」がむし歯をつくる酸を中和する働きをするため、むし歯予防になるのでしょうか。かつてアメリカ大陸の住民が歯ブラシに使っていたモミジバフウという

植物を分析してみると、むし歯の原因となる細菌に抗菌作用があることが判明しました。このように世界各地で、その地域固有の歯みがきが行われてきました。毎日の正しい歯みがきで「8020(ハチマル・ニイマル)」を合言葉に80歳になっても、自分の歯で食事を楽しめるようにしたいものです。

(編集委員 石川 行男)

北から南から

沖縄県学校保健会の活動

沖縄県学校保健会事務局

本会は、県医師会、県学校歯科医会、県学校薬剤師会、県PTA連合会、県養護教諭研究会、県高等学校保健会及び6地区学校保健会で組織され、事務局を、県教育庁保健体育課に置いています。

学校保健の研究ならびにその普及向上を図り、児童生徒の健康増進に寄与することを目的として、学校、地域社会、及び学校三師会との連携のもと、主に、次のような活動を行っています。

1. 沖縄県学校保健研究大会の開催

沖縄県教育委員会との共催で、県内学校保健関係者が一堂に会し、「生涯を通じて健康で豊かな心を持ちたくましく生きる子どもの育成」を主題に掲げ研究大会を毎年開催しています。

大会内容として、県学校保健功労者及び団体の表彰、特別講演及び5つのテーマ別分科会で研究協議を実施しています。

2. 学校保健推進委員会

児童生徒の腎臓検診及び管理指導を円滑に推進することを目的とした、県学校腎臓・糖尿検診委員会を設置し、「学校検尿の手引」を作成しています。

3. 第47回九州地区学校保健研究協議大会の開催

平成9年8月の3日間、那覇市において第47回沖縄県大会が開催され、九州各県から学校保健関係者が参集し、特別講演、シンポジウム、7分科会での研究協議を行い、800名余の参加を得て盛会裡に終了しました。

香川県学校保健会の活動

香川県学校保健会事務局

香川県学校保健会は昭和23年に発足して以来、香川県の学校保健の発展に寄与してきた。その成果は、全日本健康優良学校審査等で多くの日本一の学校を輩出しており、県医師会、県歯科医師会、県学校薬剤師会をはじめとする構成団体の尽力は大きいものがある。

最近の取り組みの重点として、郡市単位で行われる健康推進学校審査会やよい歯の児童生徒審査会、

よい歯の学校審査会等の助成を行うことにより、郡市保健会を中心とした地域活動の活性化を図っている。また、平成8年に大きな社会問題となった腸管出血性大腸菌 O157 の対応においても郡市保健会のスムーズな取り組みにより、大過なく対処できた。

さらに、近年の情報化に対応すべく、コンピュータによる保健統計処理に積極的に取り組み、香川県学校保健会独自の統計ソフトを作成し、県内の全学校に配布している。このことにより統計の迅速化と正確性だけでなく、情報を共有できるということで今まで困難であった郡市間の比較など、多大な成果が上がっている。

川崎市学校保健会の活動

川崎市学校保健会事務局

川崎市学校保健会は、昭和23年に発足し、学校保健の普及、進展と学校保健に関する施策の向上に寄与することを目的に、三師会の各部会を始め6部会により構成されている。本会では主に次の事業を進めている。

1. 教育委員会との共催事業

川崎市学校保健大会を毎年開催し、今年度で34回を迎える。平成8年度から3年間は文部省のエイズ教育推進事業を受けて、「エイズ予防と共生をめざして」をテーマに研究推進を行っている。

2. 普及事業

学校保健の一層の充実を目指して、学校医等の永年勤続者表彰、学校保健に関する学校表彰及び児童生徒の表彰を行っている。

3. 指導事業

新任学校医等の研修及び養護教諭の専門性向上を目的とした研修を行っている。

4. 研究調査事業

全国学校保健研究大会、十三大都市学校保健協議会等へ会員の代表を派遣している。

5. 学校保健に関する研修会等の実施及び協力

学校保健の今日的課題への対応するための研修会を実施。今年度は「心の健康問題」をテーマに教職員及び保護者の参加を得ながら開催する予定。

6. 各部会からの専門的最新情報の提供

「学校保健会ニュース」を発行し、各学校(園)及びPTAへ情報提供を行っている。

中央教育審議会答申

「幼児期からの心の教育の在り方」

日本学校保健会 専務理事 青 木 宣 昭

中央教育審議会は、先に次世代を育てる教育に関して「生きる力」の育成を提言したが、さらに、昨年文部大臣より「幼児期からの心の教育の在り方」についての諮問を受け、本年6月「新しい時代を拓く心を育てるために」を答申した。

内容は、「生きる力」(自分で課題を見付け、自ら学び自ら考える力、正義感や倫理感の豊かな人間性、健康や体力)の育成には、学校だけでなく、社会全体、地域社会、そして家庭の力を必要とし、それに向って、社会・地域・家庭がどのように取り組むべきかの具体的な提言となっている。

限られた紙面で、表面的な紹介にならざるを得ないが、答申の全文或は要旨をご一読いただきたい。

答 申

第1章 未来に向けてもう一度我々の足元を見直そう

子どもたちを、我が国の文化や伝統を誇りとし、正義感や倫理感の豊かな人間性、健康や体力にも富むように育成し、新しい時代を切り拓いていく日本人を育てていかなければならない。そのためには、我々大人が足元を見つめ、社会全体のモラルの低下を問い直し、改めべきものは一つ一つ実行していく。

第2章 もう一度家庭を見直そう

現今の家庭での過保護や過干渉、育児不安、しつけへの自信の喪失など、家庭教育の在り方は座視できないとして最も多くの提言が行われている。そして、それは基本的事項ばかりであり、完全に実行することを求めるのではなくこの提言を手がかりとして、できるところから取り組むことを願っている。

- ① 家庭の在り方を問い直そう
- ② 悪いことは悪いとしっかりしつけよう

- ③ 思いやりのある子どもを育てよう
- ④ 子どもの個性を大切にし、未来への夢を持たせよう
- ⑤ 家庭で守るべきルールをつくろう
- ⑥ 遊びの重要性を再認識しよう
- ⑦ 異年齢集団で切磋琢磨する機会に積極的に参加させよう

第3章 地域社会の力を生かそう

- (1) 地域で子育てを支援しよう
- (2) 異年齢集団の中で子どもたちに豊かで多彩な体験の機会を与えよう
 - ① 長期の自然体験活動を振興しよう
 - ② ボランティア・スポーツ・青少年団体の活動を活発に展開しよう
 - ③ 地域の行事や様々な職業に関する体験の機会を拡げよう
 - ④ 情報提供システムを工夫し、子どもたちの体験活動の参加を可能にしよう
- (3) 子どもの心に影響を与える有害情報の問題に取り組もう

第4章 心を育てる場として学校を見直そう

- (1) 幼稚園・保育所の役割を見直そう
- (2) 小学校以降の学校教育の役割を見直そう
 - ① 我が国の文化と伝統の価値について理解を深め、未来を拓く心を育てよう
 - ② 道徳教育を見直し、よりよいものにしていく(道徳の時間を有効に)
 - ③ カウンセリングを充実しよう
 - ④ 不登校にはゆとりを持って対応しよう
 - ⑤ 問題行動に毅然として対応しよう
 - ⑥ ゆとりある学校生活で子どもたちの自己実現を図ろう

以 上

日本学校保健会だより

文部省・学校健康教育課の人事異動

文部省では、7月1日付けで、体育局長の異動がありました。

体育局長に遠藤昭雄氏(文化庁次長)が就任され、前体育局長工藤智規氏は、学術国際局長へ栄転されました。

また、学校健康教育課でも人事異動があり、専門員兼健康教育企画室エイズ教育専門官に北澤 潤氏(厚生省老人保健福祉局老人保健課保健医療専門官)が就任され、前専門員浅沼一成氏は、厚生省健康政策局研究開発振興課課長補佐へ栄転されました。

育ちぎかりのひと粒!

目・歯・骨を大切に……

ゼリー状ドロップ剤



カワイ肝油ドロップ



河合製薬株式会社

東京都中野区中野6-3-5



学童の集団検尿に、 エームス尿検査試験紙。



エームス尿検査試験紙

ネフロスティックス-L

体外診断用医薬品

バイエル・三共株式会社

東京都中央区築地6丁目19番20号

販売元:

三共株式会社

東京都中央区日本橋本町3丁目5番1号 〒103 0315255-7111

JU1694-S

応急用酸素吸入器

オーツ- O₂パックA型

- 医療用具承認番号(62B)第519号(医家向および家庭向)
- 標準小売価格/9,800円(税別)

- 本体サイズ 径90mm×高さ250mm
- 本体重量 900g
- 使用時間 12分(1回限り使い捨て)
- 酸素流出量 3.0ℓ/分
- 酸素総流出量 36ℓ以上



緊急の呼吸困難に備える
学校の常備品です。

プール・運動時における
突然の呼吸困難時に――

〈カタログ御請求下さい〉



ミドリ安全株式会社

本社/東京都渋谷区広尾5-4-3 〒150

電話/東京03(3449)9902

キューキューオーツ

多人数のうがい励行に

3000[®]自動うがい器

- CO-SS型
- マイコンで機器内配管を自動洗浄
 - うがい薬コロロ[®]のB.I.B.(Bag In Box)交換式を採用

お問い合わせは サラヤ株式会社 06(797)2525
東京サラヤ株式会社 03(5461)8100



CO-SS